【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月21日
【計算期間】	第11特定期間 （自　平成21年12月23日　至　平成22年6月22日）
【ファンド名】	SAIKYO日本株式CSRファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　秋 元　正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

◇商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
		その他資産（　）
追加型投信	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　）	年4回	北米
	年6回 （隔月）	欧州
	年12回 （毎月）	アジア
不動産投信	日々	オセアニア
その他資産（　）	その他 （　）	中南米
資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ
		中近東（中東）
		エマージング

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◆商品分類・属性区分の定義

■商品分類の定義

- **追加型投信** … **一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。**
- **国内** … **目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの。**
- **株式** … **目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。**

■属性区分の定義

- **株 式　一 般** … **目論見書または信託約款において、実質的に株式（株式 一般 … 大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの。）に主として投資する旨の記載があるもの。**
- **年4回** … **目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの。**
- **日本** … **目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの。**

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ 信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1）わが国の株式を主要投資対象とし、主としてCSR（企業の社会的責任）への取組みに着目して投資を行います。

◇当ファンドの運用にあたっては「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方に基づき、CSRの観点を重視した運用を行います。

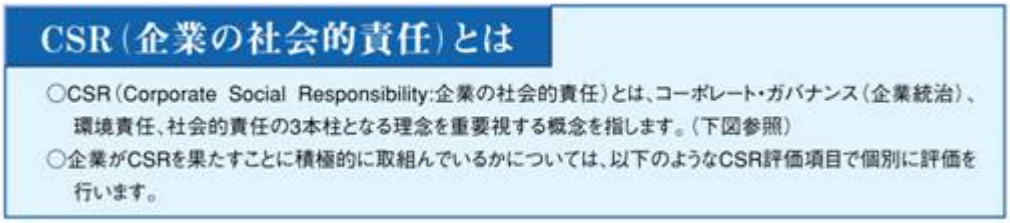

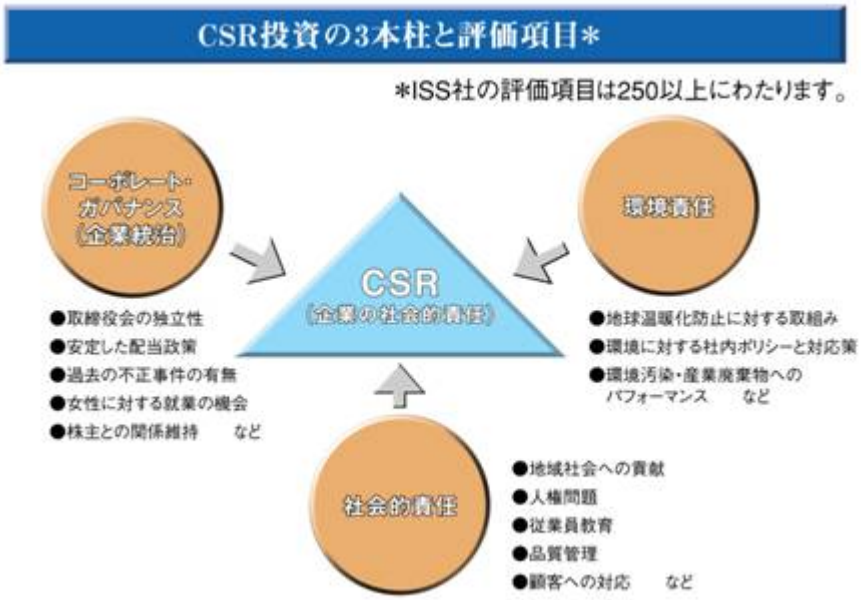

2）投資候補銘柄の選定にあたっては、ISS社※の調査情報を参考に選定します。

◇ ISS（Institutional Shareholder Service）社※は、独自の多角的な調査・分析データに基づき、主に①コーポレート・ガバナンス（企業統治）、②環境責任、③社会的責任の3つの観点から企業のCSR評価を行います。

◇パインブリッジ・インベストメンツは、ISS社※の調査結果を参考に、社会に対する役割（CSR）を果たしている企業の中から候補銘柄を抽出します。

※ ISS社は、コーポレートガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

3）ISS社の調査結果をもとに、パインブリッジ・インベストメンツが独自の分析・手法を用いてポートフォリオを構築します。

◇企業のライフサイクルに着目した独自の分析・手法を用いて、最終的な投資候補銘柄を選定します。

◇株価水準や流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

1. 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
2. ISS社は、前記1. により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
3. ISS社の調査結果を参考に CSR 評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
4. 前記3. により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。

（2）【ファンドの沿革】

平成17年 3月18日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（ 「AIG-SAIKYO日本株式CSRファンド」から「SAIKYO日本株式CSRファンド」に変更。）

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

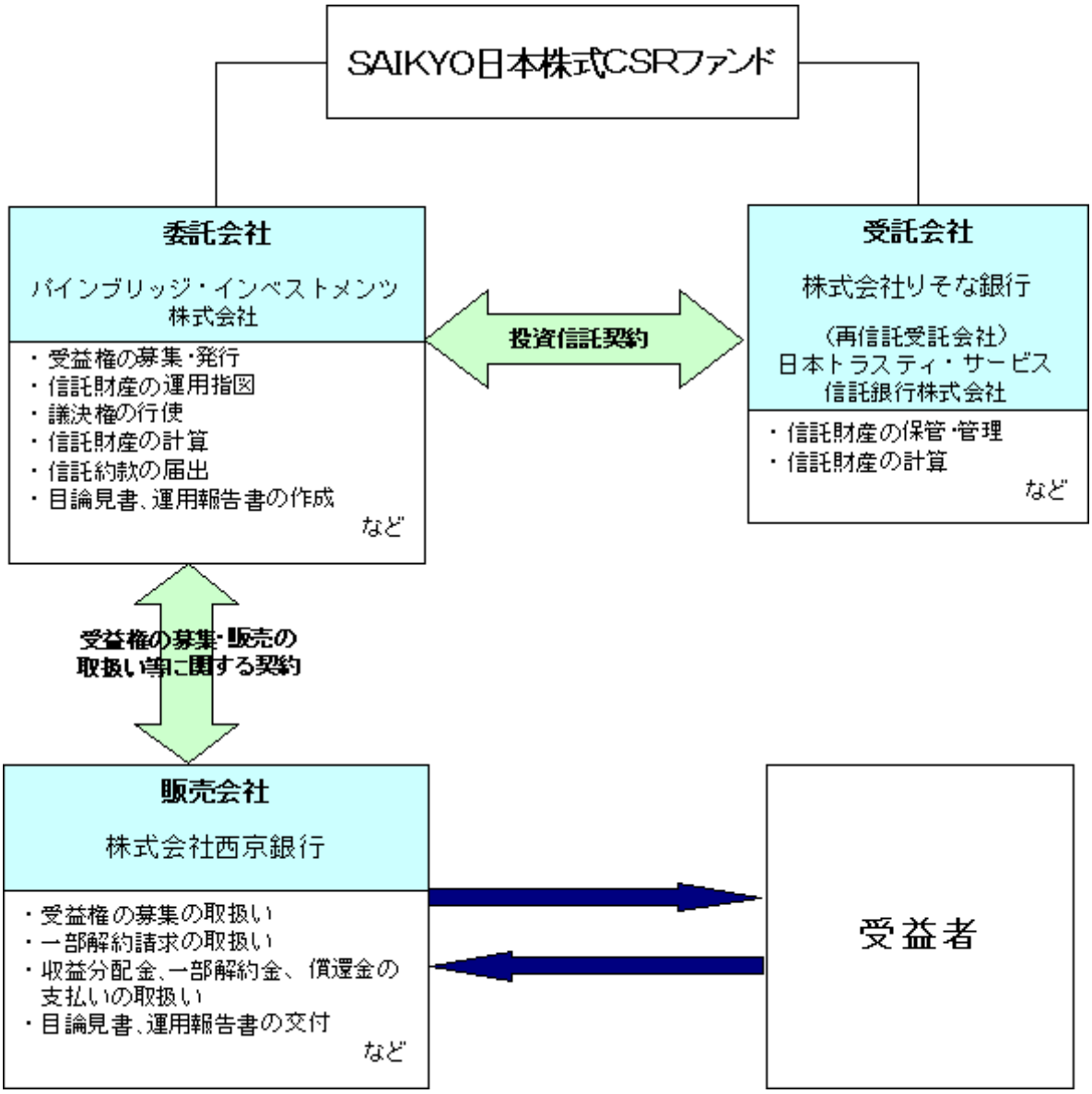

◇投資信託契約とは；

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

◇受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは；

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

② 委託会社の概況

◇パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「 PineBridge Investments 」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

◇資本金の額　2,150,000,000円（平成22年7月末日現在）

◇会社の沿革

昭和61年11月　当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年　1月　エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年　2月　エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年　7月　エイアイジー投信投資顧問（ＡＩＧ投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年　4月　株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年　4月　ＡＩＧインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年　4月　ＡＩＧインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年　5月　エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（ＡＩＧ日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

◇大株主の状況（平成22年7月末日現在）

株 主 名	住　所	持株数	持株比率
Bridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

※ Bridge Investment Holdings B.V. は、PineBridge Investments に属する日本法人の持株会社です。

◇当社が属する「 PineBridge Investments 」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

② 運用方法

1）「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方に基づき、わが国の取引所上場株式を対象にCSR（ Corporate Social Responsibility ： 社会的責任）の観点を重視した運用を行います。

2）投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS社が調査・分析を行い提供される情報を参考にします。

3）ポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。

ａ．定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。

ｂ．ISS社は、前記ａ．により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。

ｃ．ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。

ｄ．前記ｃ．により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。

4）株式への投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50％以下とします。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（イ．ニ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．～12．の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
23. 外国の者に対する権利で前記22．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1．の証券または証書および前記13．および18．の証券または証書のうち前記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2．から6．までの証券および前記13．および18．の証券または証書のうち前記2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記14．の証券および前記15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③1．～6．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

① 運用体制

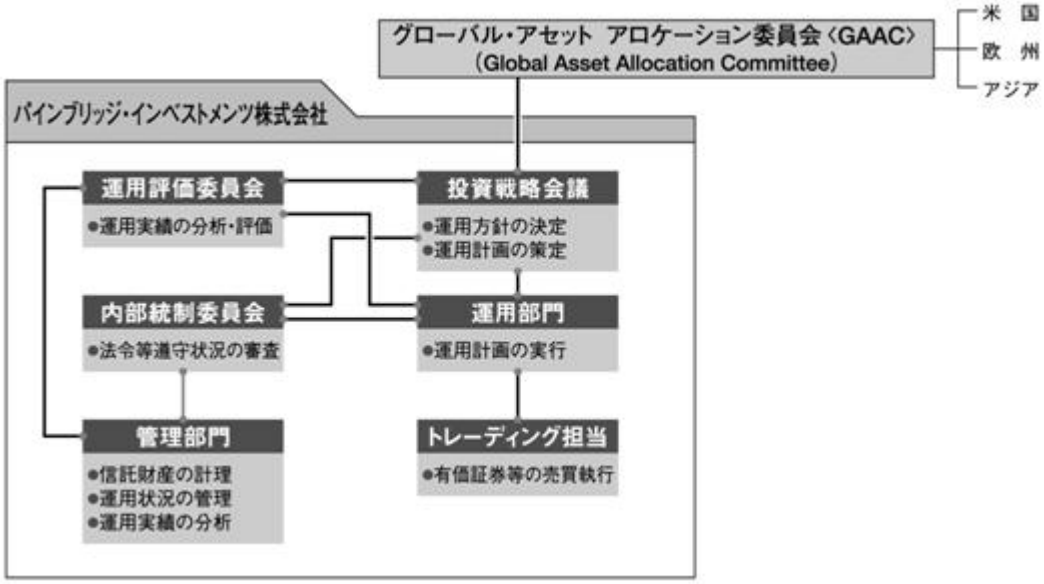

② 運用のプロセス

1）グローバル・アセット アロケーション委員会
（ Global Asset Allocation Committee ＜GAAC＞）

◇世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。

◇毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。

◇定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2）運用計画の決定と実行

◇月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。

◇運用部門（21名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。

◇有価証券等の売買は、トレーディング担当（3名）において執行されます。

3）パフォーマンスの評価とリスク管理

◇運用評価部（3名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

◇コンプライアンス部（5名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

◇運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4）ファンドの関係法人に対する管理体制

◇ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は、平成22年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 年4回の決算時（原則として、毎年3・6・9・12月の各22日とします。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

1）分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

2）分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対

象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

1）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

2）前記1）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。

3）前記1）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

4）受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

5）受託会社は、前記4）の規定により委託会社の指定する預金口座等に払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

※「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 外貨建て資産への投資は行いません。

⑧ 投資する株式等の範囲

1）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2）前記1）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 同一銘柄の株式等への投資制限

1）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 信用取引の指図範囲

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2）前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑪ 先物取引等の指図範囲

1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引およびわが国ならびに外国における有価証券店頭オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑫ スワップ取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬ 金利先渡取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑮ 有価証券の貸付の指図

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2）前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯ 資金の借入れ

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令等による投資制限＞

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの有する主なリスクと留意点は、以下の通りです。

① 価格変動リスク：当ファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

② ＣＳＲ評価の採用に関わるリスク

＜ＣＳＲ評価変動のリスク＞

当ファンドではＣＳＲ評価の調査分析において定評の高いＩＳＳ社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、ＣＳＲ評価が著しく変化する可能性があります。一般的に不祥事などの発覚後には株価が大きく下落する傾向があり、この影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。

＜ＣＳＲ評価が株価の評価に反映されないリスク＞

ＣＳＲが企業評価の新しい「投資尺度」として定着しつつありますが、ＣＳＲは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあり、必ずしも株価上昇効果をもたらす材料にはならないことがあります。また、ＣＳＲ評価が高い銘柄であっても、株価が下落することがあります。

③ 流動性リスク：有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できない場合があり、この影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。

④ 信用リスク：有価証券等の発行体および取引の相手方の倒産や経営・財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

⑤ その他のリスク・留意点

◇カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

◇有価証券先物取引等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

◇解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

◇資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

◇収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年4回、決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

◇繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

◇お申込み、解約等に関する留意点

当ファンドは、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約の受付を取消すことがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

① 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減化および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

② コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③ 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④ 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）＊の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。
ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。
詳しくは販売会社もしくは委託会社にお問い合わせください。
＊「税」とは、消費税等相当額をいいます。

《委託会社の照会先》
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電 話 番 号　03-5208-5858（9：00～17：00、土、日、祝休日を除く）
ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.80%）＊の率を乗じて得た金額とします。
なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

	委託会社	販売会社	受託会社
税込	0.945%	0.84%	0.105%
税抜	0.9%	0.8%	0.1%

※前記は年率表示です。
＊「税」とは、消費税等相当額をいいます。

② 委託者報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

③ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。
なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支払います。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

② 証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③ 信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④ 信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（1）～（4）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

◇普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

◇一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税

◇普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

※原則として、益金不算入制度は適用されます。

＊1 個別元本について

① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 同一ファンドを複数支店等で取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成22年7月30日現在）

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
株　式	日　本	1,081,380,900	98.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,325,902	1.04
合　計（純資産総額）		1,092,706,802	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位30銘柄

（平成22年7月30日現在）

国／地域	種類	銘 柄 名	業 種	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	19,000	2,762.00	52,478,000	2,709	51,471,000	4.71
		三菱商事	卸売業	24,300	2,021.00	49,110,300	1,869	45,416,700	4.16
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	105,600	429.81	45,388,214	429	45,302,400	4.15
		三菱電機	電気機器	50,000	786.00	39,300,000	753	37,650,000	3.45
		三井物産	卸売業	32,800	1,175.00	38,540,000	1,108	36,342,400	3.33
		アイシン精機	輸送用機器	13,600	2,605.00	35,428,000	2,415	32,844,000	3.01
		日立製作所	電気機器	92,000	360.00	33,120,000	352	32,384,000	2.96
		クラレ	化学	29,500	1,142.00	33,689,000	1,084	31,978,000	2.93
		オムロン	電気機器	15,300	2,193.00	33,552,900	2,084	31,885,200	2.92
		京セラ	電気機器	4,100	7,810.00	32,021,000	7,710	31,611,000	2.89
		三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,400	2,705.35	30,841,004	2,676	30,506,400	2.79
		東京海上ホールディングス	保険業	12,500	2,417.00	30,212,500	2,366	29,575,000	2.71
		住友商事	卸売業	32,100	983.00	31,554,300	918	29,467,800	2.70
		東日本旅客鉄道	陸運業	5,200	6,070.00	31,564,000	5,570	28,964,000	2.65
		横浜銀行	銀行業	70,000	415.06	29,054,782	399	27,930,000	2.56
		Ｔ＆Ｄホールディングス	保険業	14,300	2,059.00	29,443,700	1,893	27,069,900	2.48
		ＴＤＫ	電気機器	5,100	5,430.00	27,693,000	5,210	26,571,000	2.43
		日本たばこ産業	食料品	95	296,100.00	28,129,500	278,000	26,410,000	2.42
		ＴＨＫ	機械	15,400	2,093.00	32,232,200	1,707	26,287,800	2.41
		資生堂	化学	13,300	1,986.03	26,414,295	1,934	25,722,200	2.35
		みずほフィナンシャルグループ	銀行業	175,400	137.46	24,110,728	141	24,731,400	2.26
		富士重工業	輸送用機器	51,000	544.00	27,744,000	477	24,327,000	2.23
		いすゞ自動車	輸送用機器	88,000	302.00	26,576,000	254	22,352,000	2.05
		ディスコ	機械	4,200	6,360.00	26,712,000	5,230	21,966,000	2.01
		小松製作所	機械	11,800	1,754.71	20,705,643	1,816	21,428,800	1.96
		ユニ・チャーム	化学	2,000	10,140.00	20,280,000	10,280	20,560,000	1.88
		旭硝子	ガラス・土石製品	21,000	954.00	20,034,000	880	18,480,000	1.69
		日本郵船	海運業	50,000	357.00	17,850,000	366	18,300,000	1.67
		ブリヂストン	ゴム製品	11,500	1,580.18	18,172,173	1,547	17,790,500	1.63
		ＪＳＲ	化学	11,400	1,601.00	18,251,400	1,514	17,259,600	1.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別および業種別比率

（平成22年7月30日現在）

種　類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株　式	国　内	電気機器	16.09
		輸送用機器	14.63
		銀行業	11.76
		化学	10.26
		卸売業	10.18
		機械	6.38
		保険業	5.18
		情報・通信業	3.79
		陸運業	2.65
		海運業	2.64
		食料品	2.42
		医薬品	2.36
		小売業	2.04
		非鉄金属	1.77
		ガラス・土石製品	1.69
		ゴム製品	1.63
		その他金融業	1.52
		電気・ガス業	1.08
		精密機器	0.89
合　計			98.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成17年6月22日）	（分配付） （分配落）	2,806,974,049 2,804,171,104	（分配付） （分配落）	10,014 10,004
第2特定期間末 （平成17年12月22日）	（分配付） （分配落）	5,163,079,027 3,890,786,875	（分配付） （分配落）	14,074 10,374
第3特定期間末 （平成18年6月22日）	（分配付） （分配落）	6,095,390,959 5,973,567,801	（分配付） （分配落）	9,686 9,476
第4特定期間末 （平成18年12月22日）	（分配付） （分配落）	6,425,673,844 6,357,734,463	（分配付） （分配落）	10,438 10,328
第5特定期間末 （平成19年6月22日）	（分配付） （分配落）	3,405,864,296 3,261,761,059	（分配付） （分配落）	10,791 10,341
第6特定期間末 （平成19年12月25日）	（分配付） （分配落）	2,594,106,738 2,588,172,191	（分配付） （分配落）	8,931 8,911
第7特定期間末 （平成20年6月23日）	（分配付） （分配落）	2,200,154,468 2,194,448,787	（分配付） （分配落）	7,790 7,770
第8特定期間末 （平成20年12月22日）	（分配付） （分配落）	1,330,093,108 1,324,691,389	（分配付） （分配落）	4,983 4,963
第9特定期間末 （平成21年6月22日）	（分配付） （分配落）	1,400,996,268 1,395,775,519	（分配付） （分配落）	5,391 5,371
第10特定期間末 （平成21年12月22日）	（分配付） （分配落）	1,471,638,821 1,466,508,033	（分配付） （分配落）	5,661 5,641
第11特定期間末 （平成22年6月22日）	（分配付） （分配落）	1,192,920,677 1,188,205,848	（分配付） （分配落）	5,368 5,348
平成21年 7月末日		1,451,689,949		5,638
8月末日		1,437,137,249		5,638
9月末日		1,381,508,819		5,461
10月末日		1,350,184,554		5,424
11月末日		1,252,327,330		5,108
12月末日		1,477,292,852		5,705
平成22年 1月末日		1,420,207,738		5,559
2月末日		1,376,814,196		5,437
3月末日		1,494,209,237		6,014
4月末日		1,370,648,759		6,035
5月末日		1,190,502,792		5,308
6月末日		1,091,713,918		4,922
7月末日		1,092,706,802		4,956

※特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②【分配の推移】

期　　間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	10円
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	3,700円
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	210円
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	110円
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	450円
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	20円
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	20円
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	20円
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	20円
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	20円
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	20円

③【収益率の推移】

期　　間		収益率
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	0.1%
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	40.7%
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	△6.6%
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	10.2%
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	4.5%
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	△13.6%
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	△12.6%
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	△35.9%
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	8.6%
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	5.4%
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	△4.8%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。
ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。
収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期　間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 6月22日	2,815,064,197	12,118,278
第2特定期間	自 平成17年 6月23日 至 平成17年12月22日	1,337,892,175	390,337,618
第3特定期間	自 平成17年12月23日 至 平成18年 6月22日	2,851,375,991	298,245,234
第4特定期間	自 平成18年 6月23日 至 平成18年12月22日	295,980,357	443,711,881
第5特定期間	自 平成18年12月23日 至 平成19年 6月22日	26,534,626	3,028,352,630
第6特定期間	自 平成19年 6月23日 至 平成19年12月25日	50,520,988	300,023,743
第7特定期間	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6月23日	35,986,561	116,176,628
第8特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	8,461,767	163,776,192
第9特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	3,139,541	73,334,809
第10特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	181,059,956	179,995,485
第11特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	3,012,528	381,032,198

（注１）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。
（注２）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得申込の受付

申込期間：平成22年3月20日(土)から平成23年3月18日(金)まで

① 受益権の取得申込は、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。
取得申込の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

② 運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。
また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

③ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（２）申込単位・申込価額

① 申込単位
当ファンドは、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引き後に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。
各コースの申込単位は以下の通りとします。
● 分配金受取りコース ・・・・・ 1万円以上1円単位
● 分配金再投資コース ・・・・・ 1万円以上1円単位
ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
なお、前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料等を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。

② 申込価額
受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
《委託会社の照会先》
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電 話 番 号　03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）
ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

（１）解約請求の受付

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 一部解約の実行の請求は、販売会社の毎営業日に受付けます。この場合の解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

③ 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の基準価額とします。

④ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額等

① 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

② 一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

③ 解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

② 組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

③ 基準価額は、設定日以降の委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 ①信託の終了 をご参照ください。）

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月23日から6月22日、6月23日から9月22日、9月23日から12月22日、12月23日から翌年3月22日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間はファンドの信託終了の日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了

１．投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。

ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記③信託約款の変更４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３．受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の信託約款を変更しません。

５．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記１．から５．までの規定にしたがいます。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥ 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（6月、12月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ	http://www.pinebridge.co.jp/

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 関係会社との契約の更改

◇販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

◇分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◇分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③ 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して５営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④ 反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10特定期間（平成21年6月23日から平成21年12月22日まで）及び第11特定期間（平成21年12月23日から平成22年6月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

SAIKYO 日本株式CSRファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第10特定期間 (平成21年12月22日現在)	第11特定期間 (平成22年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,658,337	27,766,680
株式	1,436,760,700	1,162,453,500
未収入金	22,221,702	―
未収配当金	―	6,417,700
未収利息	47	60
流動資産合計	1,480,640,786	1,196,637,940
資産合計	1,480,640,786	1,196,637,940
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,599,943	2,221,923
未払解約金	5,321,976	―
未払受託者報酬	345,049	345,009
未払委託者報酬	5,865,785	5,865,160
流動負債合計	14,132,753	8,432,092
負債合計	14,132,753	8,432,092
純資産の部		
元本等		
元本	2,599,943,661	2,221,923,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,133,435,628	△1,033,718,143
（分配準備積立金）	11,470,880	7,486,162
元本等合計	1,466,508,033	1,188,205,848
純資産合計	1,466,508,033	1,188,205,848
負債純資産合計	1,480,640,786	1,196,637,940

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10特定期間 自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	第11特定期間 自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日
営業収益		
受取配当金	9,847,800	9,300,150
受取利息	9,033	7,279
有価証券売買等損益	74,804,571	△46,728,556
その他収益	―	206
営業収益合計	84,661,404	△37,420,921
営業費用		
受託者報酬	725,612	723,713
委託者報酬	12,335,378	12,303,018
営業費用合計	13,060,990	13,026,731
営業利益又は営業損失（△）	71,600,414	△50,447,652
経常利益又は経常損失（△）	71,600,414	△50,447,652
当期純利益又は当期純損失（△）	71,600,414	△50,447,652
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,756,176	6,757,400
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,203,103,671	△1,133,435,628
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,042,459	162,933,405
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,042,459	162,933,405
剰余金減少額又は欠損金増加額	79,600,218	1,296,039
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	79,600,218	1,296,039
分配金	5,130,788	4,714,829
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,133,435,628	△1,033,718,143

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10特定期間 自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	第11特定期間 自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第10特定期間 (平成21年12月22日現在)	第11特定期間 (平成22年6月22日現在)
1.期首元本額	2,598,879,190円	2,599,943,661円
期中追加設定元本額	181,059,956円	3,012,528円
期中一部解約元本額	179,995,485円	381,032,198円
2.特定期間末日における受益権の総数	2,599,943,661口	2,221,923,991口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,133,435,628円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,033,718,143円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第10特定期間 自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	第11特定期間 自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日
分配金の計算過程		
	[平成21年6月23日から 平成21年9月24日まで の計算期間]	[平成21年12月23日から 平成22年 3月23日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,778,541円	931,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	29,471,830円	30,103,217円
分配準備積立金額	13,883,239円	10,992,146円
当ファンドの分配対象収益額	45,133,610円	42,027,105円
当ファンドの期末残存口数	2,530,845,121口	2,492,906,900口
1万口当たり収益分配対象額	178.33円	168.58円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,530,845円	2,492,906円
	[平成21年 9月25日から 平成21年12月22日まで の計算期間]	[平成22年3月24日から 平成22年6月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,507,433円	1,307,232円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,388,942円	26,835,986円
分配準備積立金額	12,563,390円	8,400,853円
当ファンドの分配対象収益額	45,459,765円	36,544,071円
当ファンドの期末残存口数	2,599,943,661口	2,221,923,991口
1万口当たり収益分配対象額	174.84円	164.47円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,599,943円	2,221,923円

（金融商品に関する注記）

追加情報

第10特定期間 自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	第11特定期間 自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日
―	当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第11特定期間 自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第11特定期間 (平成22年6月22日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第10特定期間 (平成21年12月22日現在)		第11特定期間 (平成22年6月22日現在)
	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,436,760,700	23,155,152	△71,997,753
合計	1,436,760,700	23,155,152	△71,997,753

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第10特定期間 (平成21年12月22日現在)	第11特定期間 (平成22年6月22日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5641円 (5,641円)	0.5348円 (5,348円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成22年6月22日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	日本たばこ産業	95	296,100.00	28,129,500	
	クラレ	29,500	1,142.00	33,689,000	
	昭和電工	49,000	181.00	8,869,000	
	電気化学工業	38,000	449.00	17,062,000	
	ＪＳＲ	20,700	1,601.00	33,140,700	
	資生堂	6,500	2,010.00	13,065,000	
	日東電工	11,000	3,115.00	34,265,000	
	ユニ・チャーム	2,000	10,140.00	20,280,000	
	旭硝子	31,000	954.00	29,574,000	
	日本碍子	6,000	1,537.00	9,222,000	
	古河電気工業	21,000	425.00	8,925,000	
	住友電気工業	11,200	1,126.00	12,611,200	
	ディスコ	4,200	6,360.00	26,712,000	
	クボタ	37,000	736.00	27,232,000	
	ＴＨＫ	15,400	2,093.00	32,232,200	
	イビデン	3,400	2,662.00	9,050,800	
	日立製作所	92,000	360.00	33,120,000	
	東芝	42,000	489.00	20,538,000	
	三菱電機	50,000	786.00	39,300,000	
	オムロン	15,300	2,193.00	33,552,900	
	ソニー	1,400	2,536.00	3,550,400	
	ＴＤＫ	6,500	5,430.00	35,295,000	
	パイオニア	24,900	326.00	8,117,400	
	京セラ	4,100	7,810.00	32,021,000	
	村田製作所	3,000	4,540.00	13,620,000	

	東京エレクトロン	6,700	5,620.00	37,654,000	
	デンソー	12,600	2,622.00	33,037,200	
	日産自動車	24,900	678.00	16,882,200	
	いすゞ自動車	88,000	302.00	26,576,000	
	アイシン精機	13,600	2,605.00	35,428,000	
	本田技研工業	20,100	2,762.00	55,516,200	
	富士重工業	51,000	544.00	27,744,000	
	ニコン	6,500	1,690.00	10,985,000	
	東日本旅客鉄道	5,200	6,070.00	31,564,000	
	日本郵船	50,000	357.00	17,850,000	
	商船三井	18,000	659.00	11,862,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	4,600	3,675.00	16,905,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	47	382,500.00	17,977,500	
	丸紅	24,000	510.00	12,240,000	
	三井物産	32,800	1,175.00	38,540,000	
	住友商事	32,100	983.00	31,554,300	
	三菱商事	24,300	2,021.00	49,110,300	
	Ｊ．フロント リテイリング	32,000	480.00	15,360,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	82,500	431.00	35,557,500	
	三井住友フィナンシャルグループ	6,400	2,700.00	17,280,000	
	東京海上ホールディングス	12,500	2,417.00	30,212,500	
	Ｔ＆Ｄホールディングス	14,300	2,059.00	29,443,700	
小計		1,087,342		1,162,453,500	
合計				1,162,453,500	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年7月30日現在）

Ⅰ 資産総額	1,141,541,171 円
Ⅱ 負債総額	48,834,369 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,092,706,802 円
Ⅳ 発行済数量	2,204,910,663 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.4956 円 （ 4,956 円 ）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（１）名義書換

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（平成22年7月末現在）

◇資本金の額　　2,150,000,000円

◇会社が発行する株式の総数　　50,000株

◇発行済株式総数　　41,000株

◇資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日　　株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日　　株式発行により476,121,625円増加。

◇会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（ Global Asset Allocation Committee〈GAAC〉）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。

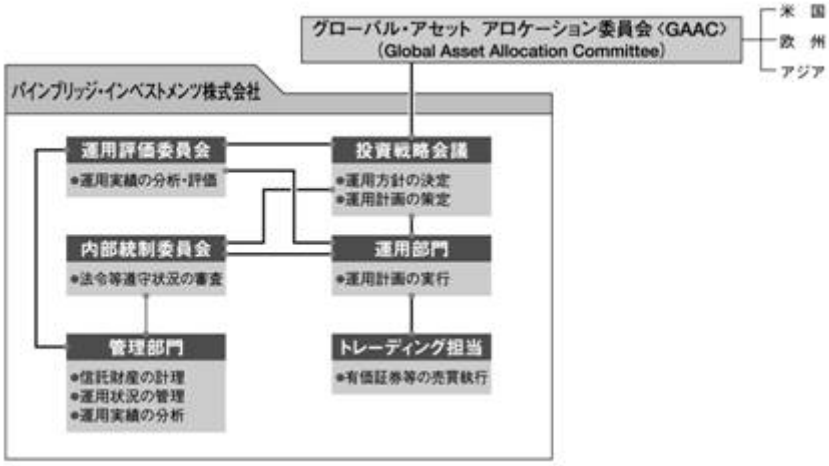

※ 前記運用体制は、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成22年7月末現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	8,904 百万円
追加型株式投資信託	61	755,992 百万円
合計	64	764,896 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

2．当社は、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

１．財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
資　産　の　部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	※4		4,794,876		4,677,651
支払委託金					
収益分配金		352		-	
償還金		3,500	3,852	-	-
前払費用			59,665		267,743
未収入金			190,076		83,516
未収委託者報酬			196,679		251,268
未収運用受託報酬	※3		1,025,324		1,014,001
未収販売手数料			9,699		9,345
立替金			2,951		20,603
繰延税金資産			-		23,122
短期貸付金			-		280,373
未収還付法人税等			617,801		-
未収消費税等			48,597		-
流動資産計			6,949,525		6,627,628
II 固定資産					
有形固定資産			229,519		179,547
建物	※1		57,337		54,729
建物附属設備	※1		102,345		77,016
工具器具備品	※1		69,837		47,801
無形固定資産			866,422		797,996
のれん	※2		623,157		590,503
ソフトウェア	※2		231,115		203,000
ソフトウェア仮勘定			8,275		617
電話加入権			3,875		3,875
投資その他の資産			388,396		485,548
投資有価証券			90,340		91,460
敷金保証金			149,015		349,691
長期差入保証金			37,500		-
長期前払費用			1,800		1,200
預託金			314		314
繰延税金資産			109,426		42,881
固定資産計			1,484,339		1,463,092
III 繰延資産					
株式交付費			5,542		3,326
繰延資産計			5,542		3,326
資産合計			8,439,407		8,094,046

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
負　債　の　部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		77,925		107,325	
未払金		14,614		245,356	
その他未払金		149,891	247,622	100,466	458,340
未払費用	※3		1,415,615		1,055,894
未払法人税等			-		62,111
未払消費税等			-		25,514
預り金			41,023		46,607
賞与引当金			308,872		111,343
役員賞与引当金			16,933		2,900
流動負債計			2,030,068		1,762,712
II 固定負債					
退職給付引当金			376,282		320,840
役員退職慰労引当金			30,196		11,710
債務保証損失引当金			156,824		-
固定負債計			563,303		332,551
負債合計			2,593,372		2,095,264
純 資 産 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株 主 資 本					
資本金			2,150,000		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金		823,989		823,989	
資本剰余金 合計			823,989		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,382,661		2,534,744	
利益剰余金 合計			2,877,774		3,029,857
株主資本合計			5,851,764		6,003,847
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 5,729		△5,065
評価・換算差額等合計			△ 5,729		△5,065
純資産合計			5,846,034		5,998,782
負債・純資産合計			8,439,407		8,094,046

(2)【損益計算書】

	期別			第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益			千円		千円
		委託者報酬			9,142,219		8,117,264
		運用受託報酬			4,938,305		3,835,286
		販売手数料			9,699		-
		その他営業収益	※4		192,394		172,448
		営業収益計			14,282,619		12,124,999
		営業費用					
		支払手数料			3,938,470		3,616,513
		広告宣伝費			145,063		40,094
		公告費			1,708		1,597
		調査費					
		調査費		736,909		623,723	
		委託調査費	※2	4,196,232	4,933,141	3,654,128	4,277,851
		委託計算費			364,523		276,891
		営業雑経費					
		通信費		48,555		47,812	
		印刷費		213,163		197,621	
		協会費		20,428		16,350	
		図書費		8,702	290,850	5,019	266,804
		営業費用計			9,673,758		8,479,752
		一般管理費					
		給料					
		役員報酬	※1	57,156		29,000	
		給料・手当		1,901,412		1,583,551	
		賞与		248,069		236,085	
		賞与引当金繰入額		170,530		111,343	
		役員賞与		-		2,780	
		役員賞与引当金繰入額		16,933	2,394,103	2,900	1,965,659
		交際費			11,609		7,501
		寄付金			1,910		1,561
		旅費交通費			56,086		37,167
		租税公課			25,543		24,893
		不動産賃借料			370,214		359,953
		退職給付費用			185,422		137,133
		退職金			9,053		36,982
		役員退職慰労引当金繰入額			17,859		17,735
		固定資産減価償却費			132,748		135,338
		業務委託費	※2		1,055,181		915,793
		諸経費			255,735		139,984
		一般管理費計			4,515,469		3,779,706
	営業利益又は営業損失（△）				93,391		△ 134,458
	営業外損益の部	営業外収益					
		受取利息			4,903		17,536
		為替差益			-		82,635
		雑収入			104		4,545
		営業外収益計			5,008		104,716
		営業外費用					
		為替差損			17,363		-
		雑損失			13,304		290
		株式交付費償却			1,306		2,816
		営業外費用計			31,974		3,106
経常利益又は経常損失（△）					66,426		△ 32,849
特別利益							
投資有価証券売却益					100		-
債務保証損失引当金戻入益							156,824
退職給付引当金戻入益							135,585

特別利益計			100		292,410
特別損失					
投資有価証券売却損			436		-
固定資産除却損	※3		6,908		10,377
債務保証損失引当金繰入額			156,824		-
前期業務委託費修正	※2		226,727		-
特別損失計			390,896		10,377
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			△ 324,370		249,185
法人税、住民税及び事業税			2,700		5,555
過年度法人税等			-		48,579
法人税等調整額			149,380		42,967
当期純利益又は当期純損失(△)			△ 476,450		152,082

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本準備金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	△ 476,450	△ 476,450	△ 476,450	-	-	△ 476,450
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 5,619	△ 5,619	△ 5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	△ 476,450	△ 476,450	1,297,449	△ 5,619	△ 5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	△ 5,729	△ 5,729	5,846,034

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本準備金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	△ 5,729	△ 5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	△ 5,065	△ 5,065	5,998,782

（重要な会計方針）

期別 科目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同　左
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同　左 (2)無形固定資産 同　左 (3)長期前払費用 同　左
3．繰延資産の処理方法	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	(1)株式交付費 同　左
4．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1)賞与引当金 同　左

	(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(2)役員賞与引当金 同　　左
	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。
	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同　　左
	(5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。	(5)債務保証損失引当金 - (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。	同　　左

（会計処理の変更）

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
リース取引に関する会計基準等	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。	該当事項ありません。

（表示方法の変更）

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
貸借対照表関係	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。	該当事項ありません。

損益計算書関係	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。	該当事項ありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5,216 千円 建物附属設備 42,054 千円 工具器具備品 63,588 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 46,509 千円 のれん 29,933 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 185,833 千円 未払費用 447,770 千円 ※4 信託資産 現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 7,824 千円 建物附属設備 53,680 千円 工具器具備品 84,809 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 60,109 千円 のれん 62,587 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 前払費用 211,003 千円 未払費用 529,843 千円 ※4 信託資産 現金・預金のうち、20,161円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役　年額 250,000千円以内 監査役　年額　20,000千円以内 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費　2,127,529 千円 業務委託費　906,907 千円 前期業務委託費修正　226,726 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、工具器具備品4,149千円であります。 ※4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。	※1 役員報酬の範囲額 同左 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費　1,792,214 千円 業務委託費　843,948 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。 ※4 その他営業収益 -

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	―	41,000 株
合 計	37,312 株	3,688 株	―	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加　3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項ありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 （1）未経過リース料期末残高相当額 1年内 256,490 千円 1年超 - 千円 合計 256,490 千円

（金融商品に関する注記）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項ありません。	（追加情報） 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1）現金・預金	4,677,651	4,677,651	-
2）未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-
3）未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）

1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1）現金・預金	4,677,651	-	-	-
2）未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-
合計	5,691,652	-	-	-

（有価証券関係）

第24期 平成21年3月31日現在

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660

当事業年度に売却したその他有価証券

売却額： 2,336 千円

売却益の合計額： 100 千円

売却損の合計額： 436 千円

第25期 平成22年3月31日現在

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540

当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項ありません。

（デリバティブ関係）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（追加情報）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	1.（株主変更に関する事項） 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。 これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	△ 431,412	△ 320,840
(2) 年金資産	55,130	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 376,282	△ 320,840
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 376,282	△ 320,840
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 376,282	△ 320,840

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	185,422	137,133
(1) 勤務費用	174,808	136,948
(2) 利息費用	420	1,288
(3) 運用収益（減算）	△ 665	△ 1,103
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	10,859	-

4. 退職給付債務の計算基礎

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

（税効果会計関係）

第24期 平成21年3月31日現在		第25期 平成22年3月31日現在	
１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
	（単位：千円）		（単位：千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	153,148	退職給付引当金繰入超過額	130,583
賞与引当金繰入超過額	125,712	賞与引当金繰入超過額	134,250
債務保証損失引当金	63,827	未払事業税	3,393
繰越欠損金	56,931	のれん償却認容	△ 80,849
未収還付事業税	△ 42,881	未払金否認	5,820
のれん償却認容	△ 40,978	未払費用否認	2,232
未払金	31,351	未払社会保険料否認	11,324
役員退職慰労引当金	12,289	役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766
一括償却資産償却超過額	8,264	一括償却資産	2,349
役員賞与引当金繰入超過額	6,890	繰延資産	191
その他有価証券評価差額金	3,930	業務委託費損金算入否認額	102,962
その他	7,580	その他有価証券評価差額金	3,474
繰延税金資産小計	386,066	繰延税金資産小計	320,499
評価性引当額	△ 276,640	評価性引当額	△ 254,495
繰延税金資産合計	109,426	繰延税金資産合計	66,004
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率	40.69 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 3.95 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90 %
住民税均等割	△ 0.34 %	住民税均等割	0.48 %
評価性引当金の増減額	△ 85.27 %	評価性引当金の増減額	△ 18.08 %
その他	1.99 %	過年度法人税等	10.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 46.88 %	その他	△ 0.24 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97 %

（関連当事者との取引に関する注記）

1.関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日　至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		千円
								委託調査費の支払 ＊1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 1,592,260	未収運用受託報酬	千円 371,096
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡契約	事業譲渡 *4	千円 譲受資産合計 2,729,480 譲受負債合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。

＊5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

1.関連当事者との取引

第25期（自平成21年4月1日　至平成22年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ（注1）（注2）	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（注2）	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC（注1）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC（注1）（注3）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社			投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 ＊1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド（注1）（注4）	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ＊1	千円 879,449	未払費用	千円 361,758

（注1）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。

（注2）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

（注3）平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。

（注4）平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。

（注5）消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

(1) 親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）
ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）
ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）
ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）
ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（企業結合関係）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
（パーチェス法適用） 1.被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1)被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業 (2)企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (3)企業結合日 平成20年5月1日 (4)企業結合の法的形式 事業譲受 (5)結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社 (6)取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。 2.財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで 3.被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 3,343,544 千円 取得原価 3,343,544 千円 4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。 5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。 6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 2,696,594 千円 固定資産 32,886 千円 合計 2,729,480 千円 (2)負債の額 流動負債 38,407 千円 合計 38,407 千円 7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。 8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。	該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	
1株当り純資産額	142,586.21 円	1株当り純資産額	146,311.76 円
1株当り当期純損失	12,037.96 円	1株当り当期純利益	3,709.34 円

なお、潜在株式調整後1株当り当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

（注）1株当り当期純利益、又は1株当り当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
当期純損失(千円)	476,450	当期純利益(千円)	152,082
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450	普通株主に係る当期純利益(千円)	152,082
普通株式の期中平均株式数	39,579	普通株式の期中平均株式数	41,000

（重要な後発事象）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１）「受託会社」

① 名称及び資本金の額

株式会社りそな銀行　　279,928百万円（平成22年3月末日現在）

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２）「販売会社」

① 名称及び資本金の額

株式会社西京銀行　　12,690百万円（平成22年3月末日現在）

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

１）「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

２）「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

１）「受託会社」

該当事項はありません。

２）「販売会社」

該当事項はありません。

≪参考情報≫

再信託受託会社の概要（平成22年3月末日現在）

名称	**：**	**日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社**
資本金	**：**	**510億円**
資本構成	**：**	**株式会社りそな銀行　　：33.33%** **住友信託銀行株式会社　　：33.33%** **三井トラスト・ホールディングス：33.33%**
業務の内容	**：**	**銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。**

第３【参考情報】

平成22年 1月 4日	臨時報告書 提出
平成22年 3月19日	有価証券報告書 提出
	有価証券届出書 提出
平成22年 4月 1日	臨時報告書 提出

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年８月11日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大 畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSAIKYO 日本株式CSRファンドの平成21年12月23日から平成22年６月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAIKYO 日本株式CSRファンドの平成22年６月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大 畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年2月10日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 畑 茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSAIKYO 日本株式CSRファンド（旧ファンド名 AIG-SAIKYO 日本株式CSRファンド）の平成21年6月23日から平成21年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAIKYO 日本株式CSRファンド（旧ファンド名 AIG-SAIKYO 日本株式CSRファンド）の平成21年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

ＡＩＧインベストメンツ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＡＩＧインベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＩＧインベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。